

川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会（学校施設包括管理部会）
議事録

日時	令和８年４月１７日（金）　１１時００分～１２時３２分
場所	川崎市役所南庁舎１８階　第５会議室
出席委員	難波委員（部会長）、青木委員、朝日委員、志村委員、諏訪部委員
事務局	教育委員会事務局教育環境整備推進室　大村室長、小山担当課長、長島課長補佐、寺内職員
アドバイザー	株式会社ブレインファーム　相見氏、竹平氏
傍聴者	なし
議題	（１）事業概要について（公開） （２）評価項目及び審査基準について（非公開）

- １　開会
- ２　部会長選出
- ３　事業概要について【議題１】
- ４　評価項目及び審査基準について【議題２】（非公開）
- ５　事務連絡

長島課長補佐

定刻になりましたので、ただいまから、川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会（学校施設包括管理部会）を開催いたします。

私は本日の進行をつとめます教育委員会事務局教育環境整備推進室の長島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員会は委員５名中５名の出席によりまして、川崎市附属機関設置条例第８条第６項に基づき、第７条第２項を準用し委員会は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の会議の会議録ですが、要約方式により作成いたします。公文書開示請求等があった場合には、川崎市情報公開条例に基づき、不開示情報に該当する部分を除いて、委員名を含めて原則として開示されますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

つづいて、委員の皆様を御紹介いたします。五十音順となります。

道しるべ法律事務所、弁護士の青木委員でございます。

青木委員

よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

東京都立大学教授、朝日委員でございます。

朝日委員

どうぞよろしくお願いいたします。

長島課長補佐

志村公認会計士事務所、公認会計士の志村委員でございます。

志村委員

志村でございます。よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

相模女子大学特任教授、諏訪部委員でございます。

諏訪部委員

どうぞよろしくお願いいたします。

長島課長補佐

東洋大学大学院教授、難波委員でございます。

難波委員

難波です。よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

なお、志村委員、難波委員は、民間活用事業者選定評価委員会、いわゆる親会議の常任委員として、青木委員、朝日委員、諏訪部委員は臨時委員として、御参画いただいております。

委員の先生方におかれましては、御就任いただきまして、ありがとうございます。

続いて、事務局を紹介いたします。

教育委員会事務局教育環境整備推進室長の大村でございます。

大村室長

大村です。よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

同じく、教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長の小山でございます。

小山担当課長

小山です。よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

同じく、教育委員会事務局教育環境整備推進室課長補佐の長島でございます。

よろしくお願いいたします。

同じく、教育委員会事務局教育環境整備推進室職員の寺内でございます。

寺内職員

寺内です。よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

また、本事業のアドバイザーとして、株式会社ブレインファームから2名、出席していただいております。公共デザイン事業部の相見様です。

相見氏

相見です。よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

竹平様です。

竹平氏

よろしくお願いいたします。

長島課長補佐

それでは、開催に当たりまして、教育環境整備推進室長の大村から、御挨拶申し上げます。

大村室長

教育環境整備推進室長になりました大村と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当部会の委員に御就任いただきまして誠にありがとうございます。本市では、令和6年度から麻生区において、学校施設を対象とする包括管理業務委託というものをモデル事業として実施しております。それにより、修繕対応の迅速化、あるいは管理水準の向上という形で、運営されている皆さんにとっても非常に対応が早くなったということで、一定評価をいただいているところではございますが、ただやはり課

題も含まれておりまして、そういったことも踏まえて、令和9年度からは麻生区モデルをもとに全市展開していくということでございます。その成果を踏まえて、全市展開するに当たっては導入効果を十分に発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後の事業者公募に向けて、プロポーザルの実施要領や審査基準等、公表していく中で、色々な方の目に触れ、色々質疑もあると思いますが、そういったものを目指してまいりますので、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っております。本日はどうかよろしくお願いいたします。

長島課長補佐

つづいて、資料の確認をいたします。本日の資料については、委員の皆様事前にメールでお送りしておりますが、本日は、ペーパレス会議システムによりお手元の端末、また一部紙文書にて御用意させていただきました。

最初に、次第と委員名簿がございます。

次に資料がございます。資料1が事業概要、資料2が評価項目及び審査基準、そして資料3が公募型プロポーザル実施要領（案）一式になります。こちらは①から⑤までございますが、⑤分のみは別綴じとなっております。

次に別冊となります。別冊1が、川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会関係法規でございます。別冊2が、民間活用（川崎版PPP）推進方針 実務指針（ガイドライン）検討プロセス編から抜粋したものでございます。

以上でございます。

続きまして、会議の公開についてです。議題の事案のうち、議題2については、事業者選定に関する評価項目や審査基準などに関する議論を内容とするものであることから、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3号の『市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ』に該当するものとして、非公開とできるものと考えております。そのため、本日の会議については、議題1については公開、議題2については非公開としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

長島課長補佐

ありがとうございます。

本日は傍聴人がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

続きまして、部会長の選出についてです。

川崎市附属機関設置条例第8条第3項では、部会長を、委員の互選により定める、とされております。

事務局としては、難波委員に部会長をお願いすることで御提案したいのですが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

長島課長補佐

ありがとうございます。

それでは、これより先につきましては、難波部会長に進行をお願いいたします。

難波部会長

改めまして、皆様よろしくお願いいいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事を進めていきたいと思います。

次第3の議題1「事業概要」について、事務局から説明をお願いします。

小山担当課長

それでは小山の方から進めさせていただきます。資料1を御覧ください。まずこれまでの経過でございます。一つ目にありますが、はるひ野小中学校のPFI事業が令和5年3月末をもって契約期間が満了となることを一つのきっかけとしまして、学校施設に関する今までの課題の解決や、その後の全ての市立学校への展開といったところを視野に入れ、令和6年度から、3年間のモデル事業として麻生区内の市立の小中学校で包括管理委託を導入してきたところでございます。二つ目にありますが、麻生区のモデルにおきましては、令和7年度に事業評価を行った結果、これまでの課題に対して導入の効果があったといったところの確認できたので、令和9年度からは市内全域の市立学校を対象に包括管理委託を導入するという方針を決定したところでございます。

2ページでございます。麻生区モデルの事業評価でございますが、先ほど触れました学校施設に関する様々な従前の課題を踏まえて評価項目を設定しておりまして、それぞれの効果をまとめております。まず、評価項目①の対応の迅速性につきましては、修繕依頼への対応の迅速化ということで、学校からの依頼を受けた後、工事を発注するまでの期間が、市が直接発注した場合の約半分程度に短縮されているといった効果がみられているというところでございます。また、評価項目②の維持管理水準の向上につきましては、包括管理事業者による定期巡回点検の実施を通じて施設の不具合が早期に発見、対応ができていたといった状況でございまして、これによる予防保全的な取組を通じまして、将来的な修繕費の抑制につながる効果も期待できるといった状況でございます。また、評価項目③の教育環境の改善につきましては、学校現場の教職員へのアンケートを取っており、その結果をみると、学校施設に関する時間的な負担、心理的な負担といったものが軽減されているといった効果がみられたというところでございます。また、④の業務生産性の向上といった部分につつま

しては、直営時に比べて、学校現場に加えて教育委員会事務局の事務負担の軽減効果も確認されているといったところでございます。

次のページへお進みください。包括管理業務委託の仕組みということで、(1)にございますとおり、包括管理業務委託につきましては、これまで学校の教職員、また、教育環境整備推進室が個々で対応していた修繕業務や維持管理業務を一つの外部事業者に一括して委託する方式でございます。概念図として、下に直営時と導入後の図を記載してございますけれども、導入後におきましては、発注の単位につきましては、基本的にこれまでと変わらない予定でございます。導入後は、本市におきましては、修繕業務、また、維持管理業務について再委託を原則としつつも、再委託にあたってはこういったことを配慮することで下請事業者の受注機会の確保といった面にも配慮する予定でございます。

他自治体においても徐々に導入の事例が増えているといった状況でございます。

4 ページでございます。包括管理業務の流れということで、軽易工事を例に全体的な業務の流れを図示したものになっております。これを見ると、従前、学校の教職員や教育委員会事務職の職員が実施していた③にあるような事業者への見積の依頼や④から⑦にあるような契約事務、またそれに伴う支払い事務といったところを包括管理事業者を実施していただき、我々教育委員会事務局としては、その内容をしっかりモニタリングしていくといった関係性でございます。

1 ページお進みください。包括管理の全市展開につきましては、様々な御意見をいただいております。我々としては、市内事業者への配慮をしっかりとしていかなければいけないと考えております。まず(3)につきましては、再委託先となる市内事業者の受注機会の確保といったところで、包括管理事業者の公募の段階や実施の際に再委託先となる市内事業者の優先活用に向けた取組を行ってまいりたいと考えています。公募の段階では、市内事業者を優先的に活用するといった方針を仕様書に明確に記載しており、包括管理事業者に応募する事業者に対しては、市内事業者の活用に関する提案、考え方について評価をしてまいります。また、事業実施の段階におきましては、モニタリングを通じて市内事業者の活用状況をしっかりと確認していくという考えでございます。また、(4)になりますが、市内事業者の包括管理事業者としての参画可能性については、公募に当たって、複数の事業者でグループを組んでの応募を可能にすることや、応募者が仮に市内事業者であれば、その点を積極的に評価する項目を設けるといった工夫を考えているところでございます。

1 枚お進みください。全市展開における事業概要でございます。業務期間としては令和9年度からの5年間ということで複数年の契約、対象エリア、施設につきましては、市域を分けての契約は行わず、全市一括ということで考えています。また、対象業務としては、維持管理業務や修繕業務を対象としつつ、これらの業務を含めた全体のマネジメント業務の3点を対象業務としています。また、概算事業費につきましては、5年間で約93億円を上限としておりまして、1年あたりの内訳につきましては記載のとおりでございます。

1 ページお進みください。今後のスケジュールでございます。本日の審議を踏まえ、今月

下旬に実施要領等を公表、6月下旬頃に提案書の受付を開始、8月の下旬には提案に対するヒアリングということで再度この部会を開催させていただき、評価等をお願いしたいと考えています。その後、9月の中旬に優先交渉権者を決定し、その後半年程度を準備期間とし、令和9年4月から業務開始というところで考えております。

次のページ以降につきましては、3月下旬に公表しました実施方針を添付しておりますが、詳細につきましては割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

難波部会長

ありがとうございます。それでは、事業概要について、御質問などはございますか。

諏訪部委員

とても効果が出ているということで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思うのですが、これから現場の声をどの程度聞いていって、どんなふうに反映できているのか、先々こんなふうにやっていくというところがあれば教えていただきたい。全市に展開されるときにも継続的に学校現場の声を拾っていただき、学校現場がやりやすくなるといいと思っていますが、どうでしょうか。

小山担当課長

アンケートや、校長先生と話をする機会があり、効果があるので、導入に対して喜んでいただいている状況がある一方で、例えば、アンケートの結果では、令和6年度からのモデル事業で施設の情報を管理するために導入したシステムの使い方や事務フローが変わったことについて、導入当初は戸惑いの声があったというのは事実だと考えています。そのあたりの反省を踏まえ、半年間の準備期間の中でしっかりと学校を対象にした説明会のようなものをさせていただき、円滑にいくよう事前準備をしっかりしたいと考えています。

朝日委員

御説明ありがとうございます。お聞きしたいことが2つありまして、一つは、包括管理事業者が入ることにより、一段階事務局にとっては直接情報が来ないというところがありますが、どういうふうにそこをモニタリングしていくか、業務の軽減につながったと同時にやり方が変わったところもあると思いますが、この点について具体的にどう考えていますでしょうか。

二つ目は、全市展開における事業概要のところ、大規模になるので再委託を受ける事業者も統一したシステム的な対応を迫られるのではないかと思います。そういった中で排除されてしまう事業者が出てしまう可能性があることについて、お見込はあるでしょうか。麻生区の事例で気になる点があれば教えていただきたいです。

小山担当課長

1点目の委員会が情報を把握できなくなるということに関しては、システムの導入により、各学校の各設備の情報をしっかり把握できるような状況を作っていきます。それに加え、我々もしっかりモニタリングをしていく中で、履行状況の確認や、定期的な包括管理事業者とのミーティングを通じて、我々が情報を把握できなくなることがないように配慮していきたいと考えています。仕様書や評価項目の中でも、そのあたりのデータ管理のあり方や事業者が交代した際の引継ぎの話は定めさせていただきまして、その事業者しか分からなくなることがないように配慮していきたいと考えております。

2点目については、直営で行っていた際の仕様書等の提供や、市に準じた手続きをしてもらうといったことを考えています。その中で各事業者が工夫できるところは工夫していただくことで、効率化や水準の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

朝日委員

包括管理事業者が、多くの再委託先に対して、何らかのシステムの、または統一的な対応を求めるのではないかと考えていて、事業者によっては対応できないので入れませんといったことがあるかと思ったが、そういったことは麻生区ではあまりなかったでしょうか。

小山担当課長

麻生区のモデル事業の中ではそういった声はあまり聞いていません。関係する評価基準としては、下請事業者の負担が軽くなることも踏まえて効率化の仕組みを評価する基準を設けていて、包括の仕組みが入ることによって、下請事業者が仕事を受けにくくなることはないようにしたいと考えています。

諏訪部委員

予算的なところで、従来の方法と比べ包括を全市でやった場合には、どのくらい節約になるのでしょうか。

小山担当課長

あまり節約という考え方は持っておりません。マネジメント費は直営時には生じなかった費用でございまして、維持管理費と修繕費は直営時の事業規模を維持しています。維持管理費については包括事業者のなんらかの工夫により削減できるところがあるかもしれませんが、我々としては包括が入ることによって市内事業者の利益に影響がでることは避けたいというところの配慮をしています。基本的には従前の予算規模をしっかりと確保しているという発想でございます。

青木委員

従来の業務を集約化する事業かと思いますが、それぞれの業務は単独で学校に行かれるケースが多いのか、それとも複数人で学校に行って修繕なりをするケースが多いのか、何か情報があれば教えていただけるとありがたいです。

寺内職員

業務によるとはと思いますが、例えばトイレ清掃などで仕様書の中であらかじめ複数人で対応することを定めている業務もありますし、軽微な業務だと単独で行うものもあるので、様々かと思います。

志村委員

実際工事等を行うのは再委託先かと思いますが、再委託先からの再々委託はありえるのでしょうか。

小山担当課長

基本的には再々委託は禁止としています。責任の所在が不明確になるので基本的には認めていません。

志村委員

下請法（取適法）を懸念しています。

難波委員

麻生区のモデル事業の事業者の提案として、正確ではないかもしれないが、点検結果を将来的な財政計画に反映させるような情報を提供していきますということを提案されていて、それはすばらしいと評価した記憶があるのですが、そういった上流への還元みたいなものがみられたのか、分かる範囲でかまわないので確認したいです。

寺内職員

資料として入れ替えた機器の情報などをいただき、その情報に対して次回更新時期がいつになるといった情報をいただくことはありますが、3年間という契約期間の中でその情報を積み上げていくには期間が短かったという印象です。

難波委員

気になっているのは、今回の事業概要が中長期の修繕計画を作ってくださいということでは求めている中で、みなさん提案されてくると思う点です。期間が5年に延びて全市に広がるということで、そのあたりを事業者に求めてもいいのかなと思って、そういう評価項目

があってもいいのかもしれないと思ったところです。

寺内職員

委員より御指摘いただいた点について、評価項目の中で、本市の計画を理解した上でという記載はありますが、計画を立てることについては業務として落とし込んではいない状況になっているため、検討します。

難波委員

ありがとうございます。

他にないようでしたら、次に進めてまいりたいと思います。

続いて次第４の議題２、評価項目及び審査基準について、事務局から説明をお願いします。

——（以下非公開）——

難波部会長

他によろしいでしょうか。もし他に思い出したという点がありましたら、事務局に御連絡をいただければと思います。事務局としては、いま色々と意見が出ましたので、適宜御対応いただければと思います。

以上、これまでの議論、意見を踏まえてそれを反映したもの、修正版をみなさんに御確認いただいて、その上で公表にしたいと思います。

それでは、第二回の部会について事務局より説明をお願いいたします。

長島課長補佐

事務局から、次回の８月の開催に向けて御相談です。レク時にも御相談させていただいたのですが、次回二回目の部会を８月下旬に開催を予定しています。現時点では見込が立てられない状況ですが、提案事業者数が多い場合は一日だけでは厳しいと思っております、複数日、二日に分けて審議を行うことも想定しております。予定調査票は事前にお渡ししておりますので、期限が短く大変申し訳ないのですが、４月２２日までに事務局まで提出をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

難波部会長

ただいま御説明がありました第二回の件について、御意見、御質問はありますでしょうか。

(意見、質問なし)

以上で本日予定されていた議事はすべて終了となります。

委員の皆様からなにかございますか。

(なし)

ありがとうございます。それでは進行を事務局にお返しします。

長島課長補佐

難波部会長ありがとうございました。

以下、事務連絡でございます。本日の会議録、本日いただいた御意見をもとに修正した公募資料につきましては、追って事務局から委員の皆様にお送りいたしますので、必要に応じ加除訂正の上、御返送くださいますようお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、繰り返しになりますが、第二回の部会については日程調整の上、追ってお知らせいたします。

それでは、本日予定していた内容は以上となります。

これをもちまして、令和8年度 川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会（包括管理部会）を終了いたします。

本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございました。

以上